



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

マイナンバーカードの健康保険証利用受付が始まりました

2021 年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

◆メリットは？

- ① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる(2021 年分確定申告から)
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が 12 桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード＋数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されることになっているようですが、8月12日現在では「準備中」の表示になっています。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります！」】

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto

コロナ問題影響下における人材派遣をめぐる最新動向

◆新型コロナウイルス感染症に起因する非正規雇用への影響

厚生労働省によれば、7月31日集計分の解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)は16,342人です。5月25日の集計分2,366人と比較すると約7倍で、13,976人増加しています。

非正規雇用労働者以外の解雇等見込み労働者数が、7月31日集計分41,391人、5月25日集計分16,723人で24,668人増と約2.5倍であるのに比べると、割合としては非正規雇用労働者のほうが増えています。

◆厚生労働省も派遣労働者の雇止め問題を注視

リーマンショック時の派遣労働者の雇止め問題を受け、厚生労働省ではコロナ問題発生後、労使団体や派遣業界に対して雇用維持を図るよう、度々要請しています。

7月31日の加藤厚生労働大臣の記者会見では、派遣契約更新の多かった6月末時点では派遣契約の継続や新たな派遣先確保により、基本的に維持ができているという認識が示されました。

一方、9月の更新時期を迎えるにあたっては、都道府県労働局において、雇止め等があれば、雇用安定措置の適切な履行あるいは雇用調整助成金の活用による雇用維持等、必要な指導を徹底的に行いたいとしています。すでに、各労働局に対して雇用維持に係る要請をさらに徹底していくよう指示を行い、製造系派遣を行う派遣元に対しては、中途解除等の状況把握および雇用安定措置等に係る指導監督を集中的に実施するよう、指示したとのことです。

◆令和3年度の同種業務に従事する一般労働者の賃金額の公表時期は延期

企業規模にかかわらず、派遣労働者については、今年4月1日よりいわゆる同一労働同一賃金が求められています。

派遣労働者の待遇決定にあたり、労使協定方式を採用している場合、派遣元は派遣労働者の待遇を「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」(以下、「一般労働者の賃金水準」という)と同等以上になるように、労使協定で定めることとなります。

この一般労働者の賃金水準は、前年または前年度の統計調査等を活用し、毎年6~7月に示すこととされていますが、7月29日、令和3年度分の公表を延期し、秋を目途に公表予定であることが明らかにされました。延期理由には、コロナ問題による雇用・経済への影響の先行き不透明を挙げています。

令和3年度に向けた派遣元と派遣先との契約交渉は本年末頃から開始されるとみられますが、今後の動向に注意しておく必要があります。

8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

◆「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額(再集計値として公表されているもの)が用いられています。

◆具体的な変更内容

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下ようになります。

- (1) 60歳以上 65歳未満 7,150円 → 7,186円(+36円)
- (2) 45歳以上 60歳未満 8,330円 → 8,370円(+40円)
- (3) 30歳以上 45歳未満 7,570円 → 7,605円(+35円)
- (4) 30歳未満 6,815円 → 6,850円(+35円)

2 基本手当日額の最低額の引上げ

2,000円 → 2,059円(+59円)

※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等については、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更されていますが、これにより変更された最低額が、最低賃金日額(地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額)を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています(雇用保険法第18条第3項)。令和2年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%を乗じて計算されています。

(計算式)

$$901 \text{円} (\text{令和2年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額}) \times 20 \div 7 \times 0.8 = 2,059 \text{円}$$

* 変更の詳細については厚生労働省のパンフレットをご確認ください。

【厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000654410.pdf>

別添1

賃金日額等の改正前後の金額について

1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引上げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満	
	7,150円	→ 7,186円
	② 45歳以上60歳未満	
	8,330円	→ 8,370円
	③ 30歳以上45歳未満	
	7,570円	→ 7,605円
	④ 30歳未満	
	6,815円	→ 6,850円
最低額	2,000円	→ 2,059円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で減減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

(厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF より)

～今月のことば～

P.S. 最近の政治を見ていると、保守本流という言葉が間違っ使われていると思います。現政権は保守本流ではなく、自民党本流、本当の保守本流とは、宏池会の考え方ではないのかと思っています。その代表的政治家「大平正芳」からの抜粋です。

大平正芳:戦後政治のなかで、いわゆる「保守本流」の道を歩み、外務・通産・大蔵大臣などの要職を歴任、1978年に首相に就任し、戦後史に足跡を残した。

政治家の役割を国民の政治参加を促すお手伝いに限定する。それゆえ首相のリーダーシップが問われたとき、大平は首相にリーダーシップは不要で、必要なのはオーケストラのコンダクターの役割であり、ハーモニーの維持にあると説いた。

…彼は、「政府が引っ張って行って、それに唯々諾々としていくような国民は、たいしたことは成し遂げられない。政府に不満をもち、政府に抵抗する民族であって、はじめて本当に政府と一緒に苦労して、次の時代をつくれる」と応じる。また「国民も政治に大きな期待を持たないように、約束したことは果たすし、果たせない約束はすべきでない」と率直に語るとき、そこに国民への信頼がうかがえる。

大平には、岸、福田や中曽根のような国家主義的色彩も、「乃公出でずんば」という大上段に構えた姿勢も見えない。権力の行使についてきわめて抑制的であり、懐疑的でした。また、何度か触れたように岸に見られた戦前志向もない。大平は、戦後の歴史のなかに身を置き、戦後民主主義と平和感覚を正面からとらえ、国民とともに民主政治の定着に努めた。歴史・言葉・文化の持つ重みを、含羞を持って受け止めることのできる政治家であったと言えよう。

『大平正芳—「戦後保守」とは何か—』

著 福永 文夫

～事務所よりひとこと～

コロナウイルス感染症予防対策の為の外出自粛期間中、暇を持て余した人々の間で流行したものがいくつもありました。

その中の一つ、ニュース等でも度々取り上げられた“あつ森”。私は、Switch を持っていないので“あつ森”はできませんでしたが、ゲームアプリの“ポケ森”を始めました。ゲームでは、自分の分身であるオリジナルキャラを作り、森の中のキャンプ場の管理人となります。キャンプ場にくるどうぶつたちのために家具を作り、模様替えをし、どうぶつのお願いをかなえてあげることでレベルアップし、さらに新しいどうぶつをキャンプ場に招待できるようになります。やり始めると1時間ぐらいあっという間に過ぎてしまう程、ゲームにハマってしまいました。次々に開催されるゲーム中のイベントに参加すると、レアなアイテムを手に入れることができるのですが、そこは簡単には入手できない仕組みになっています。「これだけは絶対にやらない」と決めていたのに、欲しいアイテムを手に入れるため、とうとう[課金する]という沼に足を踏み入れてしまいました。ゲームをやめられない、高額な課金をする子供たちの気持ちが今は理解できます。

同時に始めたのに、すっかり飽きてしまった娘に呆れられながら、今日も、ガーデンに花を植えたり、釣りや虫取りに出掛けたり…どうぶつたちと触れ合う癒しの時間を過ごしています。(市村)

【お知らせ】

◆算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定致しました。

後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、社会保険料の変更をお願い致します。

また、厚生年金保険の上限等級が1等級引き上げられます。詳しくは、9月下旬に年金事務所より案内が届く予定です。そちらも、10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、社会保険料の変更をお願い致します

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。